

国の生活困窮者支援策の申請期限の延長について

令和4年9月9日付で厚生労働省社会・援護局より、以下について通知があった。

1 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

○申請受付期間の延長【3か月の延長】

- ・令和4年9月末までとしていた申請期限を令和4年12月末日まで延長する。

2 住居確保給付金

○特例再支給の申請受付期間の延長【3か月の延長】

- ・住居確保給付金の特例再支給（既に受給した方への2回目の支給。最大3か月）について令和4年9月末までとしていた申請期限を令和4年12月末日まで延長する。
- ・職業訓練受講給付金との併給も、引き続き令和4年12月末日まで認める。

※ 緊急小口資金及び総合支援資金

○特例貸付の申請受付【終了】

- ・緊急小口資金の特例貸付及び総合支援資金の特例貸付について、令和4年9月末をもって申請受付を終了する。